

議第159号

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年11月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例(平成24年滋賀県条例第64号)の一部を次のように改正する。

別表第1第4項第2号中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改め、同表第11項第3号中「が行われた」を「または健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条または第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この号において「健康診断等」という。))が行われた」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同号の表に次のように加える。

乳幼児(乳児または幼児をいう。以下同じ。)に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断または臨時の健康診断
-------------------------------	---------------------------------------

別表第3第1項第1号中「(乳児または幼児をいう。以下同じ。)」を削り、同表第2項第1号エ中「保育士」の右に「(法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。以下同じ。)」を加え、「コまで」を「サまで」に改め、同号キ中「、社会福祉士もしくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削り、同号ク中「別表第7第2項第8号エ」を「別表第7第2項第8号オ」に、「別表第13第1項第6号エ」を「別表第13第1項第6号カ」に改め、同項第4号エ中「ウまで」を「エまで」に改め、同号エを同号オとし、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第5条の2の8に規定することも家庭ソーシャルワーカー(以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。)の資格を有する者

別表第4第2項第7号オ中「別表第13第1項第6号キ」を「別表第13第1項第6号ケ」に改

め、同号オを同号カとし、同号エの次に次のように加える。

オ こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

別表第4第2項第8号中「同号ウ」を「同号エ」に改める。

別表第6第2項第2号エ中「別表第4第2項第7号オ」を「別表第4第2項第7号カ」に改める。

別表第7第2項第8号中コをサとし、ケをコとし、同号ク中「別表第4第2項第7号オ」を「別表第4第2項第7号カ」に改め、同号クを同号ケとし、同号中キをクとし、カをキとし、オをカとし、同号エ中「オ」を「カ」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

別表第7第2項第9号中「同号ウ」を「同号エ」に改める。

別表第12第2項第6号中「同号ウ」を「同号エ」に改める。

別表第13第1項第5号エ中「ウまで」を「エまで」に改め、同号エを同号オとし、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

別表第13第1項第6号中クをコとし、オからキまでをキからケまでとし、同号エ中「エ」を「カ」に改め、同号エを同号カとし、同号ウを同号オとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 精神保健福祉士の資格を有する者

エ こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

別表第13第1項第7号中ウをオとし、イの次に次のように加える。

ウ 精神保健福祉士の資格を有する者

エ こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

別表第15第2項第2号イ中「（昭和23年厚生省令第11号）」を削る。

（滋賀県児童福祉法に基づく一時保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 滋賀県児童福祉法に基づく一時保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例（令和7年滋賀県条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第10項中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改め、同表第15項第1号中「保育士」の右に「（法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。次号において同じ。）」を加え、同表第18項第1号中コをサとし、オからケまでをカからコまでとし、同号エ中「オ」を「カ」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定することも家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

別表第18項第2号中「（昭和23年厚生省令第11号）」を削る。

（滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基

準等を定める条例の一部改正)

第3条 滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第4号イ(ウ) a 中「コまで」を「サまで」に改め、「保育士」の右に「（法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。以下同じ。）」を加え、同項第14号エ中「が行われた」を「または健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条または第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下エにおいて「健康診断等」という。）が行われた」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同号エの表に次のように加える。

乳児または幼児に対する健康診査	利用者に対する通所の開始時の健康診断、定期の健康診断または臨時の健康診断
-----------------	--------------------------------------

（滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第4条 滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第7号ア中「乳幼児」の右に「（乳児または幼児をいう。以下同じ。）」を加え、同表第2項第2号ア中「保育士」の右に「（法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。以下同じ。）」を加え、同表第10項第2号中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改め、同表第12項第4号中「が行われた」を「または健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条または第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この号において「健康診断等」という。）が行われた」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同号の表に次のように加える。

乳幼児に対する健康診査	入所した利用者に対する入所時の健康診断、定期の健康診断または臨時の健康診断
-------------	---------------------------------------

（滋賀県認定こども園の認定に関する条例の一部改正）

第5条 滋賀県認定こども園の認定に関する条例（平成18年滋賀県条例第70号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「保育士」の右に「（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。以下同じ。）」を加える。

別表第1の1中「（昭和22年法律第164号）」を削る。

（滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第6条 滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年滋賀県条例第72号）の一部を次のように改正する。

別表第2項第3号中「第18条の18第1項の登録」を「第18条の18第3項に規定する保育士登録または同法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録」に改め、同表第7項第2号中「児童福祉法第33条の10各号」を「法第27条の2第1項各号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例別表第3第2項第1号エの改正規定（「コまで」を「サまで」に改める部分に限る。）、同号キおよびクの改正規定、同項第4号の改正規定、同条例別表第4第2項第7号および第8号、別表第6第2項第2号エ、別表第7第2項第8号および第9号、別表第12第2項第6号、別表第13第1項第5号から第7号までならびに別表第15第2項第2号イの改正規定、第2条中滋賀県児童福祉法に基づく一時保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例別表第18項の改正規定ならびに第3条中滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例別表第1第1項第4号イ（ア）aの改正規定（「コまで」を「サまで」に改める部分に限る。）は、令和8年3月1日から施行する。